

国立大学法人大分大学職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程

平成16年4月1日制定

平成16年規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定めのある場合のほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第2条 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子（満6歳に達する日以後最初の3月31日までの子をいう。以下同じ。）を養育する職員（職員の配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）が常態としてその子を養育することができる者を除く。）が当該子を養育するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日午前5時までをいう。以下同じ。）の時間帯に勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせてはならない。

2 前項の「職員の配偶者（内縁関係を含む。）が常態としてその子を養育することができる者」とは、次に掲げるいずれにも該当する者をいう。

(1) 請求に係る深夜の時間帯において、就業していない者（深夜の時間帯における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 6週間（当該配偶者が法人の職員である場合にあっては8週間とし、多胎妊娠の場合にあっては14週間とする。）以内に出産する予定であること又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求等)

第3条 深夜勤務の制限の請求をしようとする職員は、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。）の初日（以下「制限開始予定日」という。）及び末日（以下「制限終了予定日」という。）を明らかにして、制限開始予定日の1月前までに別記様式第1号に定める時間外勤務・深夜勤務制限請求書により学長に請求しなければならない。なお、時間外勤務・深夜勤務制限請求書の提出については、ファックス又は電子メール等で請求することができる。

2 学長は、前項の規定による請求があった場合には、深夜勤務の制限を請求した職員に対し、制限開始予定日の前日までに別記様式第2号に定める時間外勤務・深夜勤務取扱通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消により職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求に係る子が養子となったことその他の事情により職員と当該子が同居

しないこととなった場合

(4) 育介法第2条第1号に規定する子が、当該規定に該当しなくなった場合

(5) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態となった場合

4 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の終了)

第4条 深夜勤務の制限の開始日以後制限終了予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日（第3号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

(1) 前条第3項各号に規定する事由が生じた場合

(2) 制限終了予定日とされた日の前日までに請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

(3) 制限終了予定日までに職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合

2 前項第1号に該当することとなった職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第5条 学長は、要介護状態にある対象家族（法人職員の介護休業等に関する規程第2条第2項にいう対象家族をいう。以下同じ。）を介護する職員が当該対象家族を介護するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求等)

第6条 深夜勤務の制限の請求をしようとする職員は、制限期間の制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までに別記様式第1号に定める時間外勤務・深夜勤務制限請求書により学長に請求しなければならない。なお、時間外勤務・深夜勤務制限請求書の提出については、ファックス又は電子メール等で請求することができる。

2 学長は、前項の規定による請求があった場合には、深夜勤務の制限を請求した職員に対し、制限開始予定日の前日までに別記様式第2号に定める時間外勤務・深夜勤務取扱通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る対象家族が死亡した場合

(2) 当該請求に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁又は養子縁組の取消により親族関係が消滅した場合

(3) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態となっ

た場合

(4) 当該請求に係る対象家族と同居しないこととなった場合

- 4 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の終了)

第7条 深夜勤務の制限の開始日以後制限終了予定日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日（第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日）をもって終了する。

(1) 前条第3項各号に規定する事由が生じた場合

(2) 制限終了予定日までに職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得したとき

- 2 前項第1号に該当することとなった職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、人事院規則10-11に基づき、深夜勤務の制限を受けている職員については、施行日以後新たに第3条第1項及び第6条第1項の規定による深夜勤務の制限の請求は必要としない。

附 則（平成22年規程第54号）

この規程は、平成22年7月12日から施行する。

附 則（平成29年規程第27号）

この規程は、学長が別に定める日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第8号）

この規程は、令和6年2月27日から施行する。

時間外勤務・深夜勤務制限請求書

請求年月日		年	月	日
国立大学法人 大分大学長 殿				
請求者 所 属 職 名 氏 名				印
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限を請求します。 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 深夜勤務				
1. 請求に係る子 又は対象家族	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年	月	日 生(□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年	月	日
2. 職員の配偶者 で当該子の親 である者の有 無及び状況 □有(右欄に記入) □無	<input type="checkbox"/> 就業している(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)			
	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)			
	<input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である			
	<input type="checkbox"/> 産前6週間(当該配偶者が法人の職員である場合にあっては8週間とし、多胎妊娠の場合にあっては14週間とする。)又は産後8週間以内である <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない(養育ができる)			
3. 対象家族の常態及び具体的な介護の内容				
4. 請求に係る期間	時間外労働の制限	年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)		
	深夜勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	
(注) 1. について ①「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合にのみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の日に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、□出産予定日にレ印記入すること。 ②「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2. について ①この欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 ②「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3. について この欄は、対象家族を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4. について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。				

時間外勤務・深夜勤務取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人
大分大学長
○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで請求のありました
時間外勤務 の制限に関し，下記のと
深 夜 勤 務
おり取扱いますので，通知します。

記

時間外勤務の制限

請求のとおり時間外勤務の制限を承認します。

請求期間 年 月 日から 1年（ 年 月 日）
 月（ 年 月 日）

業務の正常な運営を妨げるので，次に掲げる期間（又は日）については，時間外勤務の制限は，認められません。

年 月 日 から 年 月 日（例）

請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日を制限開始予定日とする請求であったので，次のとおり制限開始予定日を指定します。

年 月 日

深夜勤務の制限

請求のとおり深夜勤務の制限を承認します。

請求期間 年 月 日 から 年 月 日まで
(毎日 その他 ())

業務の正常な運営を妨げるので，次に掲げる期間（又は日）については，深夜勤務の制限は，認められません。

年 月 日 から 年 月 日（例）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日届出

国立大学法人
大分大学長 殿

(届出者) 所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

時間外勤務

次のとおり _____ の制限に係る子の養育又は対象家族の介護の状況について

深夜勤務

変更が生じたので，届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育状況の変更

子が死亡した

職員の子でなくなった

(離縁 養子縁組の取消)

同居しなくなった

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する子に該当しなくなった

負傷，疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により，子を養育することができない状態となった

(2) 介護の状況の変更

対象家族が死亡した

対象家族と職員との親族関係が消滅した

(消滅の理由： _____)

負傷，疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により，対象家族を介護することができない状態となった

同居しなくなった

2 届出の事実が発生した日

年 月 日